

あまがさき“未来へつなぐまちづくり”応援寄附金申込書

尼崎市長宛

令和 年 月 日

ご住所	〒 -		
フリガナ お名前	電 話	-	-
	メールアドレス		

※ご記入いただいた個人情報は、この寄附の目的以外には使用いたしません。

次のとおり、尼崎市へ寄附をしたいので、申し込みます。

寄附金額

円

(1) 寄附金の使いみち(いずれかの□に✓点をつけてください。)

<input type="checkbox"/> 教育振興基金	<input type="checkbox"/> 環境基金	<input type="checkbox"/> 緑化基金	<input type="checkbox"/> 市民福祉振興基金	<input type="checkbox"/> 動物愛護基金	<input type="checkbox"/> 新本庁舎建設基金
<input type="checkbox"/> 子ども・若者 応援基金	<input type="checkbox"/> 文化振興基金	<input type="checkbox"/> みんなの尼崎城基金	<input type="checkbox"/> 暴力団排除基金	<input type="checkbox"/> 文化財保存活用基金	<input type="checkbox"/> SDGs地域 活性化基金
<input type="checkbox"/> まちづくり推進基金	<input type="checkbox"/> 公共施設整備保全基金	<input type="checkbox"/> 小田南公園周辺 地域活性化基金	<input type="checkbox"/> 子どもサポート基金		

※ いただいた寄附金のうち、返礼品を希望された方については返礼品の調達経費分を市のふるさと納税推進事業費へ充当し、残額をご希望の
使いみちへ活用させていただきます。

(2) 返礼品の希望について(いずれかの□に✓点をつけてください) (3) お名前を市HPに掲載させていただくことについて

<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------------	--------------------------------

<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
-------------------------------	--------------------------------

(いずれかの□に
✓点をつけてください)

(4) 返礼品を希望する場合は以下の記念品名称、記念品コース金額、個数、合計金額を記入してください。

※昨年度までと内容が変更となっている返礼品もありますのでご注意ください。

返礼品名称	返礼品コース金額		個数		合計金額	
(例) 尼崎市の●●●セット	10,000	円コース	1	個	10,000	円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
	返礼品 金額合計					円

- ◆金額合計が寄附金額を超えていないか確認ください。
- ◆但し、寄附金額以下をお選びいただいた場合は一部辞退とさせていただきます。
- ◆6品以上選択される場合は、恐れ入りますが申込用紙を2枚ご利用下さい。その際、2枚目の寄附金額欄は空白にてお願い致します。
- ◆お礼品の在庫確保は寄附の決済(支払い)完了後となります。決済完了時点の在庫状況によっては、ご希望のお礼品をお届けできない可能性がありますので、できる限りお早めのお支払いを推奨します。
- ◆尼崎市民の方からのご寄附に対しては返礼品を提供することができません。

(5) 寄附金の入金方法(いずれかの□に✓点をつけてください。)

<input type="checkbox"/> 納付書払い

<input type="checkbox"/> 市への持参

<input type="checkbox"/> 現金書留(※1)

<input type="checkbox"/> 口座振込(※1、2)

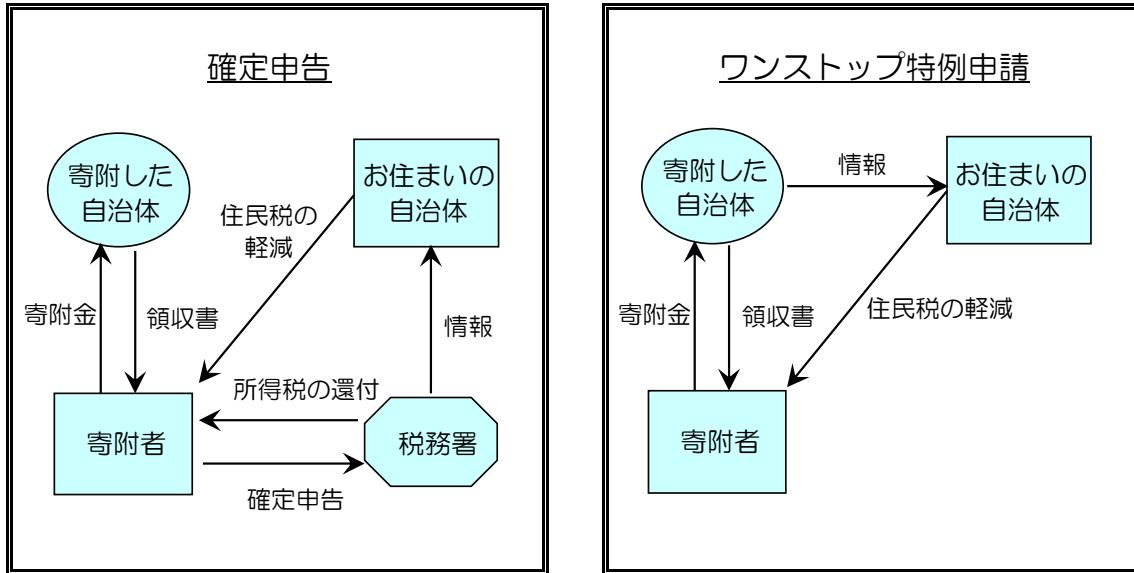
※1 現金書留、口座振込は別途手数料が必要です。 ※2 口座番号は別途お伝えいたします。

※3 寄附の完了日は、入金が完了した日付となります。その年の12月31日の翌日0時以降に寄附が完了した場合につきましては、翌年の寄附となりますのでご注意ください。

所管課 記入欄	寄附金収入日			
	令和	年	月	日

ふるさと納税による税額控除とは？

「ふるさと納税」では、寄附額のうち2,000円を超える部分について税額が控除されます。控除を受けるためには、「確定申告」または「ワンストップ特例申請」を行う必要があります。



※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を適用する場合、税金の控除はすべて住民税の軽減で行われるため、所得税の還付はありません。

ただし、「ワンストップ特例申請」を行えるのは、以下の要件にすべて該当する方のみです。

一つでも該当しない場合は、従来どおり確定申告が必要となりますのでご注意ください。

● 確定申告の義務がない方

勤め先での年末調整により、所得税が清算されている方などは確定申告の義務がありません。例えば、自営業の方、年収が2,000万円以上の方、給与収入以外に収入がある方など、確定申告の義務がある方は、従来どおり確定申告をする必要があります。

● 寄附金控除以外に確定申告の義務がない方

寄附金控除のためだけに確定申告をする方が該当します。例えば、医療費控除や雑損控除など、寄附金控除以外にも年末調整を受けていない税控除を受ける場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

● 寄附先がら団体以下の方

寄附金額に関わらず、5団体を超える先に寄附を行った場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

上記の要件すべてに該当する方については、尼崎市からお住まいの自治体へ情報提供を行うことにより、住民税の軽減を受けることができます。

ワンストップ特例制度を適用するためには、寄附金申込書とは別に申請書を提出していただく必要があります。

寄附をしていただいた後に申請書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、返送してください。

なお、申込後に変更があった場合は、寄附を行った翌年1月10日までに変更届を提出していただく必要があります。